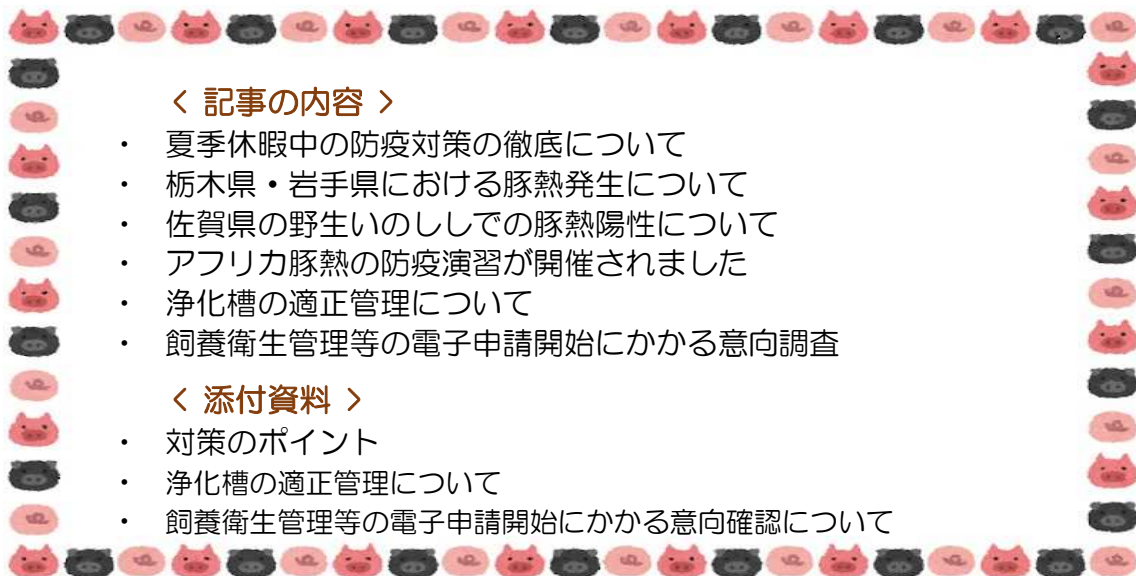


# ～やえがさたより～

令和6年8月号



## ＜ 記事の内容 ＞

- ・ 夏季休暇中の防疫対策の徹底について
- ・ 栃木県・岩手県における豚熱発生について
- ・ 佐賀県の野生いのししでの豚熱陽性について
- ・ アフリカ豚熱の防疫演習が開催されました
- ・ 浄化槽の適正管理について
- ・ 飼養衛生管理等の電子申請開始にかかる意向調査

## ＜ 添付資料 ＞

- ・ 対策のポイント
- ・ 浄化槽の適正管理について
- ・ 飼養衛生管理等の電子申請開始にかかる意向確認について

## 夏季休暇中の防疫対策の徹底について

まもなくお盆などの夏季休暇を迎え、国内や外国との間で人や物の動きが活発になることが予想されます。海外ではアフリカ豚熱や口蹄疫の発生国が多く、旅行者の荷物や持ち込む食品内にウイルスが付着している可能性もあります。万が一ウイルスが日本国内に持ち込まれた場合にも、農場内・豚舎内にウイルスを持ち込まないよう、飼養衛生管理基準の遵守状況について再度確認してください。

- 1 アフリカ豚熱・口蹄疫発生地域への不要不急の海外渡航は控えましょう。
- 2 外国人従業員を受け入れている場合は、日本への持ち込みが禁止されている肉製品等が持ち込まれることのないよう、周知を徹底してください。
- 3 衛生管理区域内に関係者以外が立ち入らないよう、区域境界を柵やロープで明確に区分し、立入禁止の看板等を設置しましょう。
- 4 衛生管理区域内に立ち入る場合は、専用の衣服・長靴等を着用し、消毒を徹底しましょう。

## 栃木県・岩手県における豚熱発生について

栃木県那須塩原市の農場で5月26日、岩手県の農場で5月28日に豚熱の発生がありました。いずれもワクチン接種農場での発生です。管内でも農場ごとに離乳豚へのワクチン接種適期を検討し、ワクチン接種を実施していますが、ワクチン接種だけでは飼養豚を守り切れません。併せて飼養衛生管理基準の遵守状況を定期的に確認し、ウイルスが農場内・豚舎内に入る隙がないよう、消毒や更衣・履き替えの徹底などの対策をお願いします。対策のポイントは添付資料「対策のポイント」をご覧ください。

## 佐賀県の野生いのししでの豚熱陽性について

6月6日、佐賀県において九州で初めて豚熱陽性の野生いのししが確認されました。その後も佐賀県内では7月19日までに合わせて11頭の豚熱陽性のいのししが確認されています。

群馬県内でも、今年度も広い地域で豚熱陽性のいのししが確認されており、東部管内では桐生市および太田市内で3頭豚熱陽性のいのししが確認されています。

防護柵のすぐ外側には豚熱陽性のいのししがいると考え、定期的な防護柵の点検・修繕、柵周囲の整理整頓や除草など、農場との境界に野生いのししなどの野生動物が近づきにくい環境を整備してください。また、一般車両のタイヤなどでもウイルスは農場付近に運ばれてきます。農場に入場する車両にもウイルスが着いていると考え、出入りの際の消毒は十分に行ってください。



## アフリカ豚熱の防疫演習が開催されました

令和6年7月16日、群馬県産業技術センターで「令和6年度群馬県野生いのししにおけるアフリカ豚熱防疫演習（リスクコミュニケーション演習）」が開催されました。アフリカ豚熱は発生国からウイルスに汚染された豚肉や、ウイルスが付着した靴・衣服・道具が持ち込まれることで、ウイルスが日本国内に侵入します。そして、持ち込まれたウイルスが何らかの方法で野生いのししに感染する可能性があります。演習では、群馬県内の死亡野生いのししでアフリカ豚熱の疑いが出た場合を想定して、関連機関の連絡体制や、発見場所周辺の防疫対応の確認を実施しました。

## 浄化槽の適正管理について

排水処理施設は機器の動作状況を確認するだけでなく、曝気槽の管理が重要です。

活性汚泥法の場合、曝気槽の泡の状態や色、活性汚泥の容量（SV）、処理水の色・透視度・臭い・水素イオン濃度・各窒素濃度等を定期的に確認する必要があります。各項目の点検方法は添付資料をご参照ください。

特に SV や透視度は活性汚泥の健康のバロメータですので、定期的に測定して変化があった時は、原因を究明し、速やかな対応を心がけましょう。

また、高度処理装置や脱臭装置の導入を検討している方は別添の令和6年度畜産経営環境周辺設備支援事業の活用もご検討ください。

## 飼養衛生管理等の電子申請開始にかかる意向調査

毎年報告をいただいている「定期報告」等の飼養衛生管理にかかる報告・手続きについて、令和7年2月分から、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を用いた報告が可能となります。

※「家きん一斉点検」に関しては、今年の秋から報告が可能となります。

詳細は添付資料をご覧ください。各経営体の gBizID 等の登録状況・電子申請の利用希望などについて別紙に記入し、12月27日までに東部家保へ報告をお願いします。



### **《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》**

休日等であっても家畜の異常が認められた場合は、家畜保健衛生課までご連絡をお願いします。

**東部農業事務所家畜保健衛生課（東部家畜保健衛生所）**

〒373-0805 群馬県太田市八重笠町361-3

電話：0276-45-2041、FAX：0276-45-9994

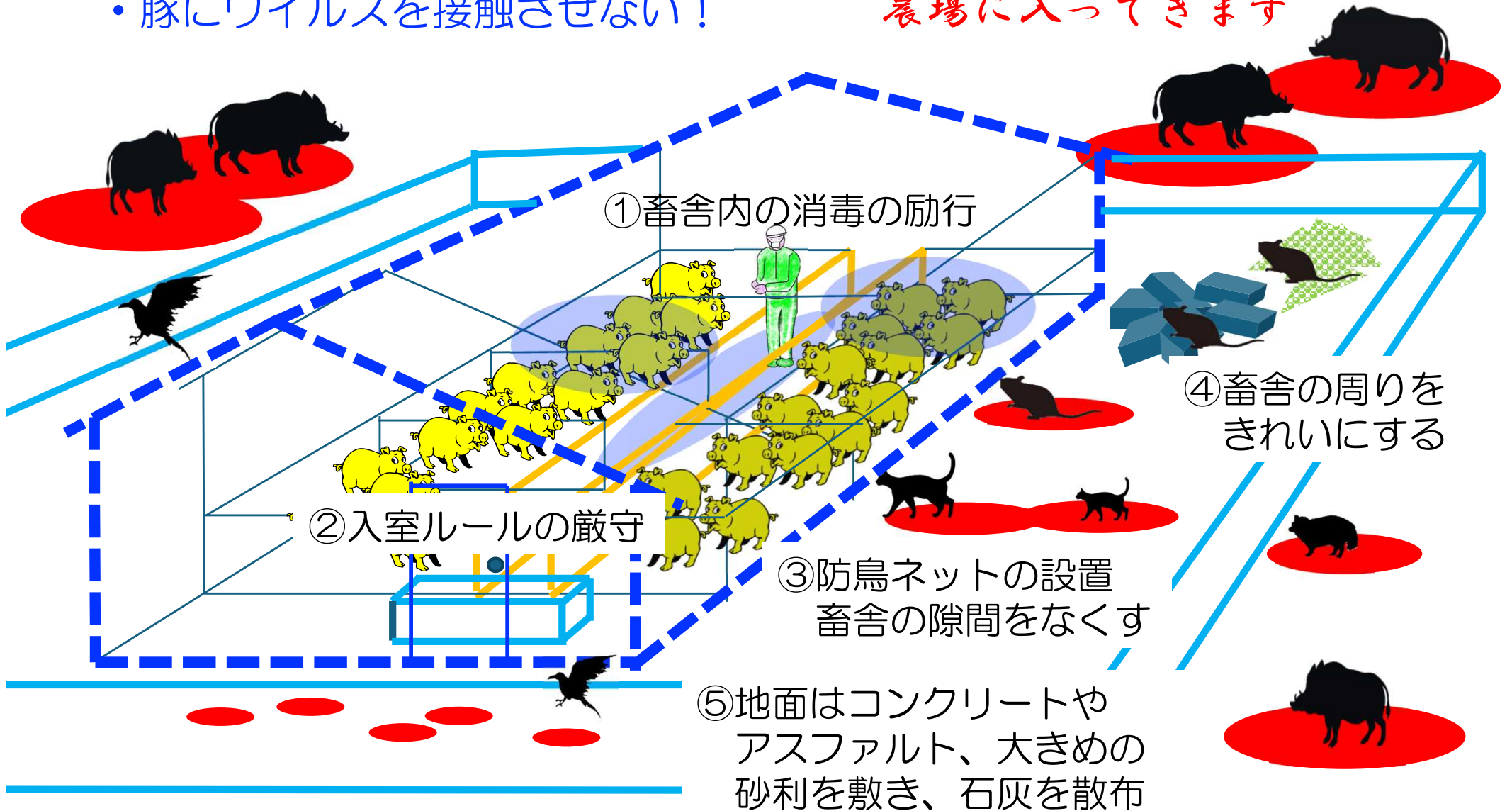
※「やえがさだより」は、群馬県ホームページにも掲載しています。ご活用ください。

※ 畜産を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。

# ★対策のポイント★

- 畜舎内にウイルスを入れない！
- 豚にウイルスを接触させない！

ウイルスは四方八方から  
農場に入ってきます



## ■ 処理水質の測定方法

処理水質の把握・管理は、施設の機器の正常な稼働及び凝集剤等の充足状況や微生物(活性汚泥)の状態を確認しながら、定期的実施する必要があります。

皆さんの排水処理施設は順調に稼働しているでしょうか。日々の点検が重要ですので、再度点検をお願いします。

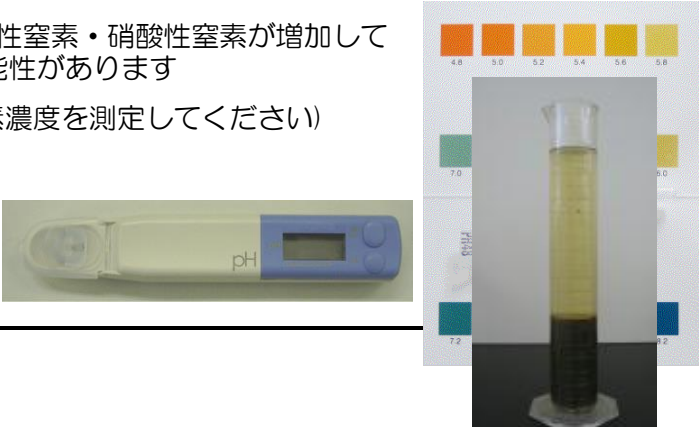



※この表は回分式活性汚泥法を基本として作成しているため、その他の方式にはあてはまらない場合もあります。

※この表の利用は設置企業等と相談の上、各自の責任でお願いいたします。

測定項目と必要器材	測定結果	対応方法等		
<b>ばっ気槽の活性汚泥の容量 (SV)</b>  1ℓメスシリンダーが必要	設計(適正)値付近	管理は適正です		
	かなり高い	汚泥を引き抜いてください		
	かなり低い	汚泥の引き抜きを中止し、汚泥濃度を増加させてください 他から汚泥を投入する方法もあります		
	※ばっ気終了直前のばっ気水を測定します ※ばっ気水の色は、褐色や茶褐色が良好です 灰黒色や黒色は、ばっ気量不足等が考えられます			
<b>処理水の透視度</b>   透視度計が必要	高い	管理は適正です		
	かなり低い	汚水負荷の増加あり	浮遊物なし	ふんの混入を防止してください ばっ気量(時間)を増やしてください
			浮遊物あり	沈殿処理時間を増やしてください 汚泥濃度を調べてください
	かなり低い	汚水負荷の増加なし	浮遊物なし	ばっ気量(時間)を増やしてください
浮遊物あり			沈殿時間を増やしてください 汚泥濃度を調べてください	





測定項目と必要器材	測定結果	対応方法等		
<p>処理水のpH</p> <p>pH測定用器材が必要</p>	7.0付近	<p>管理は適正と考えられます</p> <p>(ただし、アンモニア性窒素と亜硝酸性窒素・硝酸性窒素の両方がたくさんあることも考えられますので、念のため各窒素濃度を測定してください)</p>		
	高い(アルカリ性)	<p>アンモニア性窒素が増加している可能性があります</p> <p>(各窒素濃度を測定してください)</p>		
	低い(酸性)	<p>亜硝酸性窒素・硝酸性窒素が増加している可能性があります</p> <p>(各窒素濃度を測定してください)</p> 		
<p>処理水の各窒素濃度</p> <p>各窒素測定用器材が必要</p>	<p>アンモニア性窒素 (低)</p> <p>亜硝酸性窒素+硝酸性窒素 (低)</p>	<p>管理は適正と考えられます</p>		
	<p>アンモニア性窒素 (高)</p> <p>亜硝酸性窒素+硝酸性窒素 (低)</p>	<p>負荷の増加、ばっ気量の不足、汚泥濃度の不足が考えられます</p> 		
	<p>アンモニア性窒素 (低)</p> <p>亜硝酸性窒素+硝酸性窒素 (高)</p>	<p>ばっ気量の過剰が考えられます</p> 		
	<p>アンモニア性窒素 (高)</p>	<p>汚水負荷の増加あり</p>	<p>ばっ気量を増加させてください</p> <p>※除ふん機や固液分離機等を点検・清掃等を行ってください</p>	
	<p>亜硝酸性窒素+硝酸性窒素 (高)</p>	<p>汚水負荷の増加なし</p>	<p>設置企業等に相談してください</p> <p>※施設の能力不足や装置の点検・清掃等が必要な場合があります</p>	

# 令和6年度畜産経営環境周辺整備支援事業

## 高度処理装置を補助

浄化処理施設



微生物による有機性汚濁物質の除去



【高度処理装置等】



硝酸性窒素等や窒素・燐の除去

## 脱臭装置を補助

密閉型堆肥化装置



【軽石脱臭装置等】



開放型施設



【ネット式脱臭装置】



## 常緑樹、防臭シートを補助

【常緑樹】



【防臭シート】



※畜舎、堆肥舎等の脱臭遮蔽

## 補助率

◎排水の高度処理装置導入費補助 **1/3以内**

◎脱臭装置等導入費補助 **1/3以内**

補助上限：常緑樹・臭気対策耐久資材等：1,000千円/戸

## 事業実施主体

畜産農家（認定農業者）、畜産農家で組織する任意組織、農業協同組合、農地所有適格法人

## その他

市町村を經由する補助事業になります。  
事業を希望する場合には、市町村にご相談ください。

問い合わせ先

群馬県農政部米麦畜産課 電話 027-226-3114

家畜飼養者 様

東部家畜保健衛生所長 小淵 裕子

### 飼養衛生管理等の電子申請の開始にかかる意向確認について

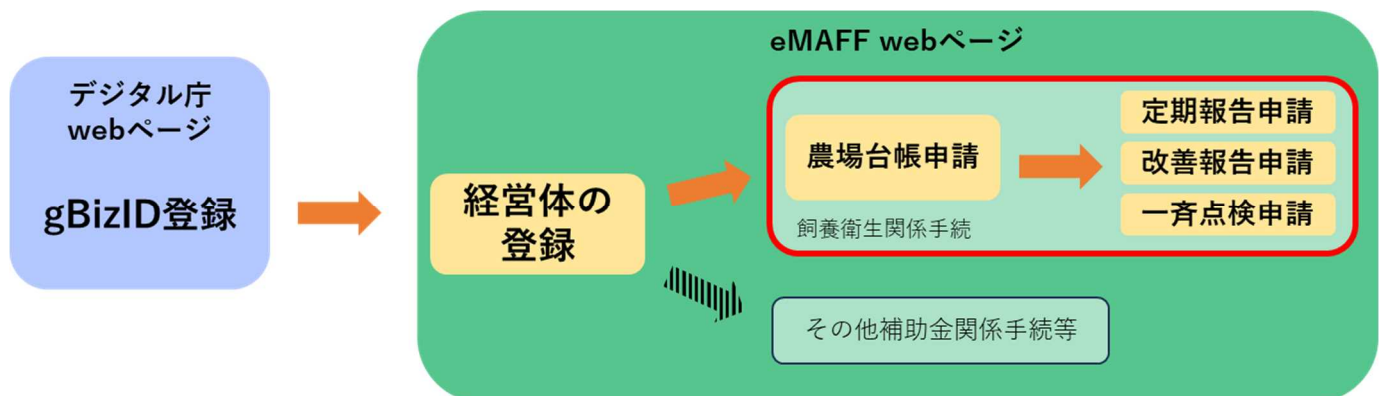
皆様に毎年報告をいただいている「定期報告」等の飼養衛生管理にかかる報告・手続きについて、令和7年2月分から、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を用いた報告が可能となります。  
※「家きん一斉点検」に関しては、今年の秋から報告が可能となります。

報告に際しては、デジタル庁 web ページで gBizID を登録した後、eMAFF サイトにアクセスし<sup>※1</sup>、「経営体情報」及び「農場台帳」を登録し、各種報告を行うこととなりますが、当面の間、従来通り家畜保健衛生所へ紙で提出することも可能です。

<sup>※1</sup>下図の赤枠部分について、農林水産省で開発中のアプリケーションによる報告も可能となる予定です。

紙により報告をいただく場合、家保において経営体情報の登録及び農場登録・各種報告を代理入力することとなるため、別紙により各経営体の gBizID 等の登録状況・電子申請の利用希望について確認・送付をお願いします。

なお、報告がない場合、家保にて各農場名での経営体・農場の登録及び報告を代理入力させていただきます。



※家保で代理入力した後、各経営体で gBizID を登録し、電子報告を行いたい場合、家保で代理入力した農場情報等に移行・統合することができます。

○意向確認報告期限

家きん : 令和6年9月20日

それ以外の畜種 : 令和6年12月27日

○提出方法

FAX : 0276-45-9994

メール : [toubunou-kaho@pref.gunma.lg.jp](mailto:toubunou-kaho@pref.gunma.lg.jp)

電話 : 0276-45-2041

○gBizID、eMAFF について詳細は下記のサイトで確認をお願いします。

※システムの内容、登録方法及び利用方法等はデジタル庁・農水省へお問合せをお願いします。

・gBizID(デジタル庁)

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



・eMAFF(農林水産省)

<https://e.maff.go.jp/>



東部家畜保健衛生所

担当 環境衛生係 湯浅

T E L 0276-45-2041

F A X 0276-45-9994

Mail [toubunou-kaho@pref.gunma.lg.jp](mailto:toubunou-kaho@pref.gunma.lg.jp)



(別紙)

令和 年 月 日

東部家畜保健衛生所 へ  
FAX: 0276-45-9994  
メール: toubunou-kaho@pref.gunma.lg.jp

1 農場名 \_\_\_\_\_

※同一経営体で複数の農場を持つ場合は、すべての農場名を記入してください。

2 経営体名(代表者名) \_\_\_\_\_

※法人の場合は、以下に法人名及び法人番号を記入してください。

法人名 \_\_\_\_\_

法人番号 \_\_\_\_\_

3 gBizID 登録状況

登録済み          ・          未登録

4 eMAFF 利用状況

利用中            ・          未利用

5 飼養衛生管理に関する電子申請の利用希望

自分で入力、申請する          ・          家保で代理入力を希望

6 経営体(本社)の所在地

東部家保管内          ・          その他(\_\_\_\_県\_\_\_\_市)

※代理入力を行う場合、経営体の所在地で経営体登録した後、東部家保で農場情報を登録することとなるため、経営体所在の家保と連絡調整させていただきます。

7 その他(特記事項等)

※農場ごとに経営体異なる場合、経営体ごとに回答・提出してください。